

M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療

M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療

50,000 点

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 30 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 43 号）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

（平成 30 年 3 月 5 日 保医発第 0305 第 1 号）

| 告示 | 通知 |
|----|---|
| | <p>(1) ガンマナイフによる定位放射線治療とは、半球状に配置された多数のコバルト 60 の微小線源から出るガンマ線を集束させ、病巣部を照射する治療法をいう。</p> <p>(2) 数か月間の一連の治療過程に複数回の治療を行った場合であっても、所定点数は 1 回のみ算定する。</p> <p>(3) 定位型手術枠（フレーム）を取り付ける際等の麻酔、位置決め等に係る画像診断、検査、放射線治療管理等の当該治療に伴う一連の費用は所定点数に含まれ、別に算定できない。</p> |